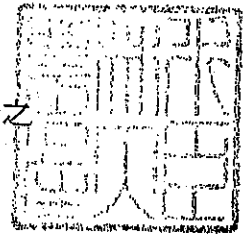


15消安第3007号
平成15年10月31日

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭 殿

農林水産大臣 亀井 善之



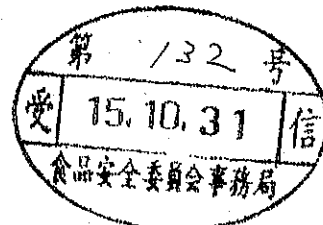
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第3項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会に意見を求めます。

記

BSE発生国からの牛受精卵について、

- ① 輸出国において、BSEが届出伝染病に指定されていること
- ② 国際受精卵移植学会（IETS）の勧告に従って採取され、取り扱われた受精卵であること
- ③ BSEの患者又は疑似患者以外の牛から採取された受精卵であることを条件に輸入を認めることについて



BSE発生国からの牛受精卵の輸入停止の解除について

1 経緯

- (1) BSEの我が国への侵入を防止するため、BSE発生国からの牛受精卵の輸入を停止しているところである。
- ・EU諸国※、スイス、リヒテンシュタイン及びチェコからは、平成13年から輸入停止。(※英国からは、同国で口蹄疫が発生した平成8年から輸入禁止。)
 - ・カナダからは平成15年5月から輸入停止。
- (2) 平成15年5月、OIE(国際獣疫事務局)は、国際受精卵移植学会(IETS)の勧告に従って採取・取り扱われた牛受精卵については、規制の対象とすべきでないとした。
- (3) これを受け、BSE技術検討会において議論された結果、BSE発生国からの受精卵については、OIEの基準に準じて、
- ① 輸出国において、BSEが届出伝染病に指定されていること
 - ② IETSの勧告に従って採取され、取り扱われたものであること
 - ③ 供卵牛がBSE患者・疑似患者でないこと
- を条件に輸入を認めて差し支えないこととされた。

2 今後の取扱いの考え方

BSE発生国からの牛受精卵について、

- ① 輸出国において、BSEが届出伝染病に指定されていること
- ② 国際受精卵移植学会(IETS)の勧告に従って採取され、取り扱われた受精卵であること
- ③ BSEの患者又は疑似患者以外の牛から採取された受精卵であることを条件に輸入を認めることとしたい。